

全ト協発第420号(企)

令和4年11月24日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

標準的な運賃に係る特殊車両4車種の割増率について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省から、令和2年4月に告示された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に関し、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送の割増率が別添のとおり示されました。

つきましては、本内容について、会員事業者に対し周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、別途、貴協会の各輸送を担当する部会に対し周知することを申し添えます。

敬具

【添付資料】

- 「セメントバルク車の割増率について」（通達）
（令和4年11月21日 国自貨第102号の2）
- 「ダンプ車の割増率について」（通達）
（令和4年11月21日 国自貨第102号の3）
- 「コンクリートミキサー車の割増率について」（通達）
（令和4年11月21日 国自貨第102号の4）
- 「タンク（石油、化成品、高圧ガス）車の割増率について」（通達）
（令和4年11月21日 国自貨第102号の5）

【参考資料】

- 「セメントバルク車他3車種の割増率について」（通達）
（令和4年11月21日 国自貨第102号）

◇本件お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019

国自貨第 102 号の 2
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



セメントバルク車の割増率について

今般、セメントバルク輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」及び「トレーラー (20 t クラス)」の「2 割増」となること。

国自貨第 102 号の 3
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



ダンプ車の割増率について

今般、ダンプ輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2割増」となること。

国自貨第 102 号の 4
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



コンクリートミキサー車の割増率について

今般、コンクリートミキサー輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車 (10 t クラス)」の「2割増」となること。

国自貨第 102 号の 5
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



タンク（石油、化成品、高圧ガス）車の割増率について

今般、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

国自貨第 102 号
令和 4 年 11 月 21 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

セメントバルク車他 3 車種の割増率について

今般、セメントバルク輸送、ダンプ輸送、コンクリートミキサー輸送、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「2 割増」となること。

ダンプ車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

コンクリートミキサー車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」の「2 割増」となること。

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。